

運 営 規 定

第 1 章 総 則

(名称及び所在)

第 1 条 当部名称は「堺市立堺高等学校全日制同窓会 陸上競技部（以下、部という）」とし、所在地は当代陸上競技部長の居住地とする。

(運営の定め)

第 2 条 当部運営については同窓会施行の「支部取扱規定」を基本とするが、運営に関する詳細は当規定に定める。

(構成及び目的)

第 3 条 部を構成する者（以下、部員という）は、堺市立堺高等学校全日制陸上競技部（以下、陸上部という）に在籍した卒業生のうち、希望者とする。部員は陸上部に対する支援及び部員と在校生の親睦を目的として、次の事業を行う。

- (1) 運営協議会開催
- (2) 交流事業
- (3) 同窓会本部運営補助

第 2 章 議 決 機 関 及 び 執 行 機 関

(議決機関)

第 4 条 部運営事項を議決する機関として、運営協議会を設置し当部運営に関わる全事項を議決するものとする。構成員は会則第 5 条に示す執行機関及び補助機関とする。

(執行機関及び補助機関)

第 5 条 部執行機関として陸上競技部長（以下、部長という）を 1 名置き、部を代表し部業務を統括させるとともに、補助機関を次の通り置く。部長による補助機関の兼任はできないが、補助機関の長の兼任は妨げない。部長は必要な場合、相談役を置き運営の助言を受けることができる。

- (1) 次長
部長を補佐し、部長有事の際は職務を代理する。部長の命を受け、特に重要な職務につく場合がある。若干名を置く。
- (2) 経理課
部運営資金の収支管理を担当する。課長を 1 名置き課業務の総括をさせる。課員を若干名置くことができる。
- (3) 交流企画課
部内単独及び高校在校生との交流企画を担当する。課長を 1 名置き課業務の総括をさせる。課員を若干名置くことができる。

運 営 規 定

(4) 代表理事

各学年に 1 名置き、学年を代表して運営協議会に参加する。各学年の連絡調整を行い、各課の補助を行う。

(部長の任命等)

第 6 条 部長の任命及び任期は同窓会会則に基づくが、あらかじめ互選のこと。なお、部長は後任指名権を持つ。更迭についても同窓会会則に基づく。ただし、運営に著しく支障をきたす場合は運営協議会で解任決議をとり、同窓会会長に申告すること。

(補助機関の任命等)

第 7 条 補助機関は、部長が任命権を有し任期は定めない。部長が運営に著しく支障をきたすと判断した場合、解任することができる。

第 3 章 運 営

(会計年度等)

第 8 条 会計年度は同窓会会則に基づく。会計報告は年度毎に同窓会本部に行く。会計報告資料は同窓会総会において過年度の会計報告が実施されるので、年度当初に部内監査を実施し早急に提出すること。

(議決機関の開催)

第 9 条 運営協議会は部長が招集し、適宜開催のこと。ただし、運営に大きな影響がないものについては運営協議会の諮問を要しない。

(財源)

第 10 条 部の財源は同窓会支部活動費を主体とし、補助財源として寄付等を募ることができる。

(支援要請)

第 11 条 陸上部より支援要請があった場合、要請を受けた者は早急に部長に報告のこと。報告を受けた部長は内容の確認を行い、運営に影響のあるものについては運営協議会を招集し諮問のこと。運営に影響のない範囲であれば経理課長に出資指示のこと。経理課長は指示を受け次第、支援先に支援を行うこと。

(部員に対する還元)

第 12 条 部員に対する還元は、交流事業で行うこと。物品等での還元は原則禁止であるが、やむを得ない事情がある場合、運営協議会で諮問のこと。

(役員に対する交通費支給等)

第 13 条 役員が運営協議会等に出席する際は、最寄りの駅から目的地までの交通費を往復相当支給することができる。

(施行等)

第 14 条 本規定は、2019 年 12 月 8 日施行とする。